

八代市 交通安全計画

第9次（平成23年度～平成27年度）

八代市交通安全対策会議

目次

計画の趣旨	1
第8次八代市交通安全計画の成果	2
第1部 道路交通の安全	4
第1章 道路交通の安全についての目標	
第1節 道路交通事故の現状	
1 道路交通事故の推移	6
2 道路交通事故等の特徴と課題	7
第2節 八代市交通安全計画における目標	9
第2章 道路交通の安全についての対策	
第1節 対策の重点と方向	
1 対策の重点	10
2 対策の方向	12
第2節 道路交通安全の施策	
1 道路交通環境の整備	14
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	15
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	17
(3) 交通安全施設等整備事業の推進	21
(4) 自転車利用環境の総合的整備	23
(5) 交通需要マネジメントの推進	24
(6) 災害に備えた道路交通環境の整備	25
(7) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	27
2 交通安全思想の普及徹底	29
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	30
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	34
3 安全運転の確保	38
(1) 運転者教育等の充実	39
(2) 安全運転管理の推進	41
4 車両の安全性の確保	42
自動車検査及び点検整備の充実	42
5 救助・救急活動の充実	45
(1) 救助・救急体制の整備	46
(2) 救急関係機関の協力関係の確保等	49
6 被害者支援の推進	50
(1) 交通事故相談活動の推進	51
(2) 市交通災害共済保険事業への加入促進	52
(3) 自転車利用者の損害賠償保険等への加入促進	53

第2部 踏切道における交通の安全	54
第1章 踏切事故のない社会を目指して	56
第1節 踏切事故の状況等	
1 踏切事故の状況	56
2 近年の踏切事故の特徴	56
第2節 八代市交通安全計画における目標	57
第2章 踏切道における交通の安全についての対策	
第1節 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	58
第2節 踏切道における交通の安全についての施策	59
1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	60
2 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	60

計 画 の 趣 旨

1 計画作成の趣旨

八代市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和 46 年度以降、5 年ごとに 8 次にわたり「八代市交通安全計画」を作成し、諸施策を実施してきました。

人命尊重の理念の下、交通事故のない安全で安心な八代市を実現していくためには、交通社会を取り巻く情勢はもとより、本市における交通事故の特徴に対応した適切で効果的な諸施策を引き続き講じていく必要があります。

本計画は、このような観点に立ち、八代市における交通安全に関する施策の大綱とするとともに、これを市民協力のもと、市・県・警察及び関係機関・団体等が緊密な連携を図りながら推進するため作成するものです。

2 計画の性格及び期間

(1) 性格

この計画は、八代市交通安全対策会議が交通安全対策基本法第 26 条第 1 項を根拠に作成するものです。

- ・ 国、県の「第 9 次交通安全基本計画」に基づいています。
- ・ 八代市の区域内における陸上交通（道路交通、踏切道における交通）の安全計画に関する施策の大綱となるものです。
- ・ 各施策を推進する関係機関を表記しています。

(2) 期間

この計画の期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間です。

第8次八代市交通安全計画の成果

第8次八代市交通安全計画（平成18年度～平成22年度）では、道路交通及び踏切道における交通分野において、それぞれ目標を掲げ交通安全対策を講じてきました。

1 道路交通の安全

「交通事故死者数7人以下、交通事故負傷者数950人以下とする」という目標を立てました。これに対し、平成19年、20年及び22年に達成し、死者数、負傷者数ともに全体として減少傾向で推移し、計画目標を達成しました。

各単位の県内市町村における本市の事故発生状況は以下のとおりです。高齢者の事故発生件数は減少傾向であるにもかかわらず、上位に移行しつつあります。

交通事故死傷者数推移

年	全国			熊本県			八代市		
	発生 件数	死者 数	負傷 者数	発生 件数	死者 数	負傷 者数	発生 件数	死者 数	負傷 者数
13	947,169	8,747	1,180,955	12,988	141	16,869	832	12	1,042
14	936,721	8,326	1,167,855	12,964	145	16,935	851	11	1,080
15	947,993	7,702	1,181,431	12,847	116	16,711	804	14	1,030
16	952,191	7,358	1,183,120	13,167	126	17,072	867	8	1,138
17	933,828	6,871	1,156,633	13,049	119	16,933	860	8	1,127
18	886,864	6,352	1,098,199	13,060	107	16,836	816	10	1,032
19	832,454	5,744	1,034,445	12,091	103	15,524	739	7	925
20	766,147	5,155	945,504	11,522	98	14,663	708	6	920
21	737,474	4,914	911,108	11,157	88	14,308	766	11	984
22	725,773	4,863	896,208	10,830	78	13,676	678	5	880

資料) 熊本県警察交通事故統計

注) 死者数とは交通事故発生後24時間以内に死亡した者の人数

交通事故発生状況

		H18	H19	H20	H21	H22
件数	発生件数	816	739	708	766	678
	死者数	10	7	6	11	5
	負傷者数	1032	925	920	984	880
各単位 発生件数	道路実延長 100 km当たり	40.8 (14位)	36.8 (15位)	35.1 (14位)	38.0 (12位)	33.7 (12位)
	高齢者 1万人当たり	56.1 (13位)	51.3 (13位)	58.7 (7位)	58.4 (9位)	53.1 (6位)
	人口 1万人当たり	62.5 (23位)	58.2 (24位)	55.0 (20位)	59.4 (14位)	53.7 (17位)
	免許人口 1万人当たり	101.1 (20位)	93.5 (18位)	87.5 (18位)	92.6 (9位)	83.6 (13位)
	車両台数 1万台当たり	75.2 (17位)	69.4 (13位)	65.2 (15位)	69.1 (7位)	62.8 (12位)

資料) 熊本県警察交通事故統計

() 内数字は県内市町村での本市順位

2 踏切道における交通の安全

「踏切事故件数をゼロする」という目標に対し、計画期間中、全年間において目標を達成しました。

年	H17	H18	H19	H20	H21	H22
発生件数	0 (7)	0 (6)	0 (8)	0 (6)	0 (8)	0 (8)

資料) 熊本県警察交通事故統計、J R九州熊本支社安全推進室

() 内数字は県内発生数

第 1 部 一 道 路 交 通 の 安 全

第1部 道路交通の安全

1 道路交通事故等の現状

- 交通事故発生件数と交通事故死傷者数は、全体的に減少傾向にあるものの、依然として高い状態で推移しており、交通事故そのものの減少に向けて積極的に取り組む必要があります。



2 八代市交通安全計画における目標

平成27年度までに

◆ 24時間交通事故死者数 6人以下

◆ 交通事故死傷者数 760人以下

を目指します



3 道路交通の安全についての対策

(対策の重点)

- ① 高齢者の交通安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ シートベルトの全席着用と
チャイルドシートの正しい使用の
徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

(対策の方向)

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進

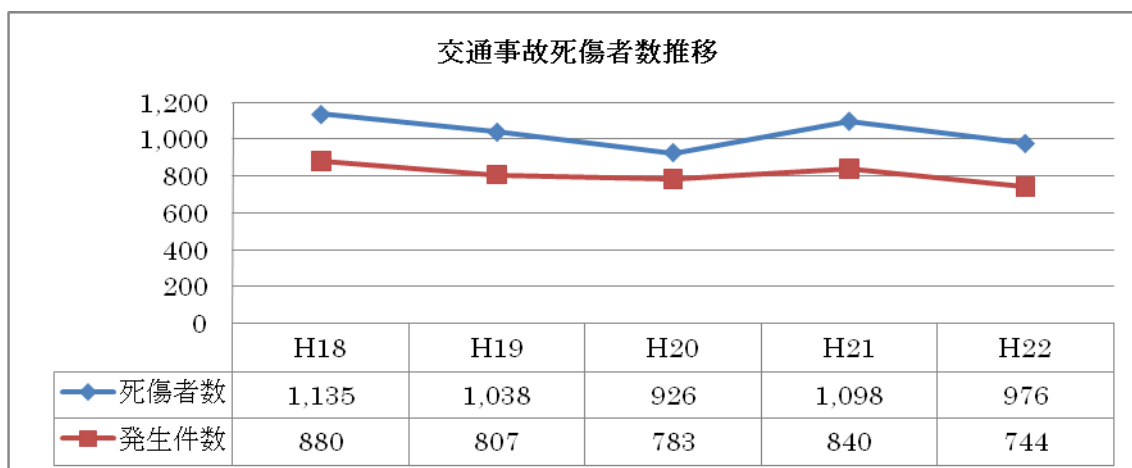
第1章 道路交通の安全についての目標

第1節 道路交通の現状

1 道路交通事故の推移

本市の交通事故による24時間死者数は、「第7次～第8次八代市交通安全計画」10年間の期間中、平成15年に14人を数えましたが、その後減少傾向にあり、平成22年は最低の5人に減少しました。

また、交通事故死傷者数については、平成16年をピークに減少傾向が続いているものの、依然として高い状態で推移しています。



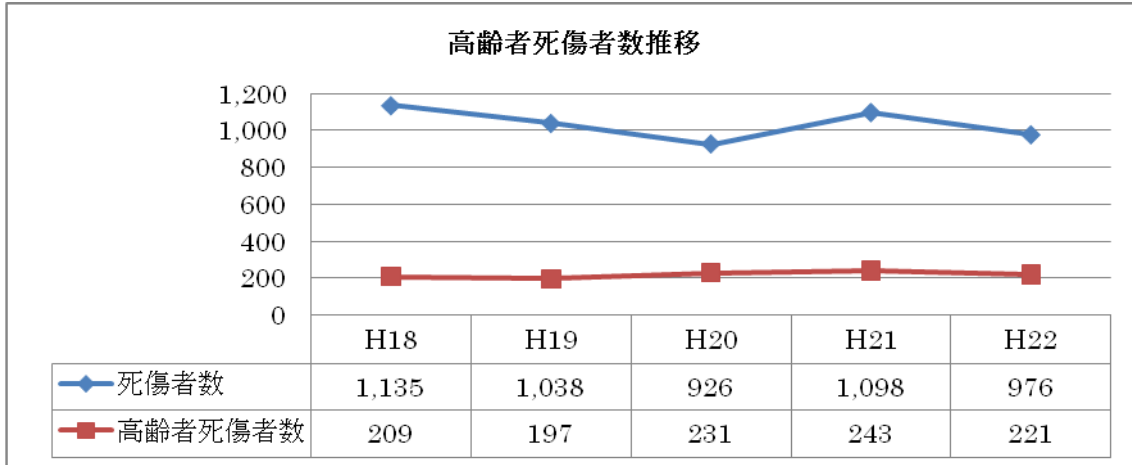
資料) 熊本県警察交通事故統計。八代警察署と氷川警察署管内の合計人数

注) 死者数とは交通事故発生後24時間以内に死亡した者の人数

2 道路交通事故等の特徴と課題

(1) 全死傷者の2割強が高齢者

交通事故死傷者数は減少傾向にあるものの、高齢者死傷者数は第8次計画期間中平均21.3%を占めており、全体数の増減に関係なくほぼ一定数で推移しています。高齢者の交通安全の確保は、交通安全対策の重要課題といえます。

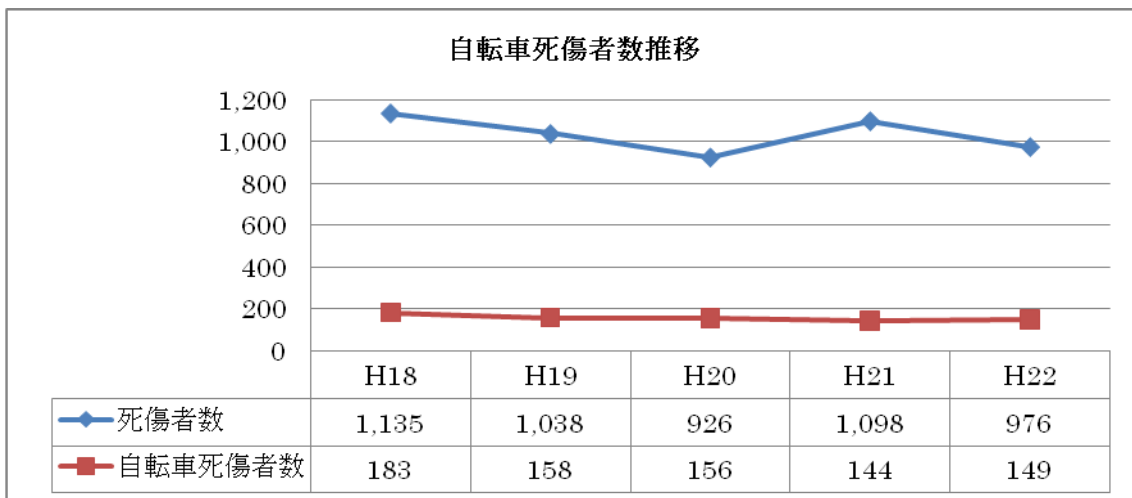


資料) 熊本県警察交通事故統計

注) 高齢者死傷者数：八代警察署と氷川警察署管内の合計人数

(2) 自転車乗用中の死傷者

本市の第8次交通安全計画期間中における状態別死傷者数をみると、自転車乗用中における人数はほぼ変動が無い状態で推移しています。自転車は、自動車と衝突した場合には大きな損傷を受ける可能性があり、歩行者と衝突した場合には加害者となることがあるため、無事故に向けての対策を推進します。



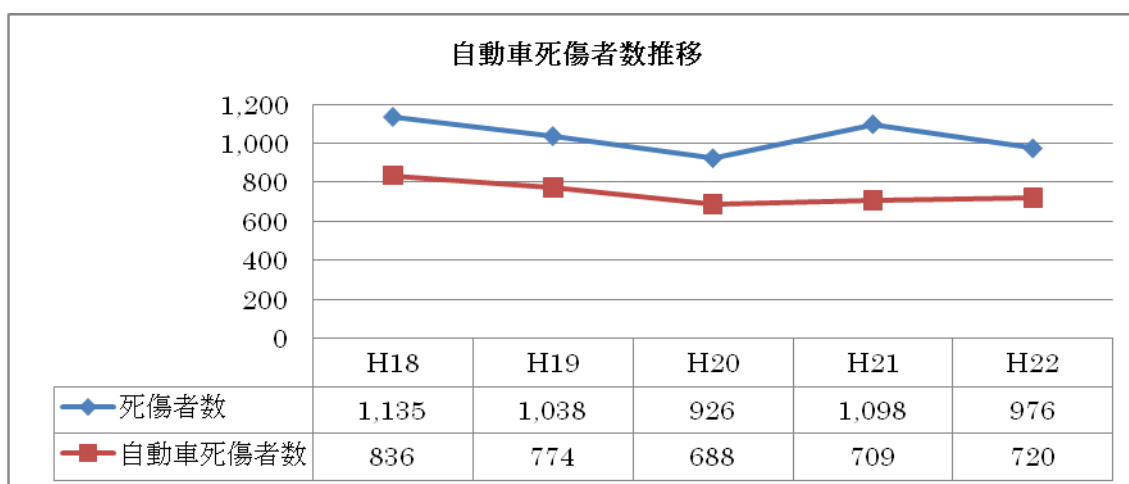
資料) 交通要覧：熊本県警察本部交通部

注) 自転車乗用中の状態別死傷者数：八代警察署と氷川警察署管内の合計人数

(3) 交通事故死傷者数の約7割は自動車乗車中

本市の交通事故死傷者数を状態別にみると、自動車乗車中が最も多く、第8次計画期間中の5年間平均で全体の約7割で推移しています。

自動車運転者の交通安全意識の向上を図り、自動車事故を減少させるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底して推進します。



資料) 交通要覧：熊本県警察本部交通部

注) 自動車乗車中の状態別死傷者数：八代警察署と氷川警察署管内の合計人数

(4) 飲酒運転の減少率は鈍化

飲酒運転については、平成18年8月に発生した、福岡県の「海の中道大橋」における交通死亡事故を契機として社会問題化し、平成19年には道路交通法が改正されるなど、厳罰化が図られました。

これらにより、県内の飲酒運転及び飲酒運転を伴う交通事故は、平成19年こそ大きく減少したものの、その後の減少率は鈍化しており、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを引き続き講じていく必要があります。

第2節 八代市交通安全計画における目標

- ◇ 24時間交通事故死者数 6人以下
- ◇ 交通事故死傷者数 760人以下

国は、「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」という中期目標を掲げました。また、第9次交通安全基本計画においては、平成27年までに年間の24時間交通事故死者数を3,000人以下にすることを目指すこととなりました。

このような国の目標に対応するため、県計画においても、平成27年までに、年間の24時間交通事故死者数を56人以下、死傷者数を11,000人以下にすることを目指しています。

本市の目標もこのような国・県の動向を踏まえながら設定したものです。

第2章 道路交通の安全についての対策

第1節 対策の重点と方向

交通事故死者数及び負傷者数の一層の減少を図るとともに、安全で安心して暮らせる交通社会の実現に向け、本市の課題を明らかにし、これらの課題に即した各種の交通安全対策を推進します。

1 対策の重点

(1) 高齢者の交通安全の確保

生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間を整備するとともに、高齢運転者対策の充実に努めます。また、高齢者の交通事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における生活に密着した交通安全活動を推進します。

また、すべてのドライバーや自転車利用者が、高齢者など交通弱者に配慮した通行を心掛けるよう、高齢者以外の世代に対する交通安全教育・意識啓発活動を推進します。

《主な取組》

- 歩行者や自転車事故が多い生活道路等における交通安全施設等の点検・整備
- 高齢者にやさしい道路環境の整備
- 高齢者交通事故防止キャンペーンの周知
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 高齢者安全教室活動の推進と反射材用品の普及

(2) 自転車の安全利用の推進

自転車利用者のマナーの向上と、正しい交通ルールを身につけさせるために、地域や学校などにおいて交通安全教育・意識啓発活動を推進するとともに、悪質な違反者に対する指導を推進します。また、自転車や歩行者が安全・安心に利用できるよう、自転車の走行空間の整備を進めます。

そのほか、自転車の安全利用のために、T S マークなどの制度を活用した自転車の点検整備の推進や、自転車事故による被害者救済のための保険制度の普及活動を推進します。

《主な取組》

- 幼児から成人に至るまでの段階的な交通安全教育の推進
(特に中学生及び高校生に対する指導、啓発の強化)
- 悪質・危険な自転車利用者に対する指導の推進
- 自転車と歩行者・自動車の分離等自転車利用環境の整備
- 自転車安全整備制度(T S マーク制度)及び賠償責任保険等の周知促進

(3) シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

すべての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るために、交通安全教室をはじめ、あらゆる機会・媒体を通じて、着用効果や正しい着用についての認識を広める交通安全教育・意識啓発を推進します。

《主な取組》

- シートベルトの着用効果及び正しい着用方法に関する啓発活動の推進
- 幼稚園・保育所、病院等と連携した保護者に対する啓発活動の推進

(4) 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を図るために、県警とともに市民総ぐるみの啓発活動と運転者の飲酒運転に対する意識改善を強化推進します。

《主な取組》

- 飲酒運転根絶フォーラム等への参加呼びかけ推進
- 飲酒運転根絶キャンペーンの周知
- 酒類製造・販売・提供業界と連携したハンドルキーパー運動の推進
- 自動車運送事業者におけるアルコール検知器の確実な使用呼びかけ推進

2 対策の方向

交通社会を構成する人間、そして車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三要素について、これら相互の関連を考慮し、

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進

この6つの柱により、交通安全対策を実施します。

第2節 道路交通安全についての施策

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の推進

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

(3) 交通安全施設等整備事業の推進

(4) 自転車利用環境の総合的整備

(5) 交通需要マネジメントの推進

(6) 災害に備えた道路交通環境の整備

(7) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者視点での道路整備や交通安全対策は依然として十分とは言えません。

また、生活道路への通過交通の流入等の問題もあり、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進します。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路において、公安委員会と道路管理者は連携し、総合的な事故抑止対策を地域住民の主体的参加の下で実施します。具体的には、公安委員会は、生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、より視認性に優れた道路標識・標示及び信号灯器の整備、バリアフリー対応型信号機の整備、歩行者と自動車の流れを分離する歩車分離式信号の導入について推進します。

道路管理者は、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策、ハンプ、クランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプ・狭さくの設定等によるエリア内への通過車両の抑制対策を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市市民協働部

イ 通学路等の歩道整備・点検等

小学校、幼稚園、保育所等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備・点検・安全確保を推進します。この際、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等を含めて、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。このほか、安全な横断待ちスペースの確保、押ボタン式信号機の設置、信号灯器のLED化等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充など、通学路等の整備を図ります。

八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部
市教育委員会、市市民協働部

ウ ユニバーサルデザインの考え方による歩行空間等の整備

(ア) 高齢者や障がい者等をはじめ誰もが安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、「熊本県やさしいまちづくり推進計画」に基づき、公共施設や福祉施設等が集積している地区を中心に、幅員や段差解消などの整備基準を満たすユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備を推進します。

また、バリアフリー対応型信号機との連動を図るため、視覚障がい者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等を整備し、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内し歩行空間の安全性、快適性の向上を図ります。

さらに、交差点等に設置する通信装置と高齢者、障がい者等が所持する携帯端末等との双方向通信により、安全な通行に必要な情報の提供や信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム（P I C S）の整備を推進し、高齢者、障がい者等の安全な移動を支援します。

(イ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反や、高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行うなど関係機関と連携を図り管理や取締りを推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市健康福祉部

エ 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保等により歩行者の安全を図るため、「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、安全で快適な通行空間、良好な景観・住環境の形成等を確保するため、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進します。特に、高齢者や障がい者等の利用の多い道路では、改築事業等と併せた無電柱化を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、交通事故対策への投資効率を最大限に高めるため、事故の危険性が高い特定の区間を選定し、事故要因に即した効果の高い対策を実施する「成果を上げるマネジメント」を推進します。

また、基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進し、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。また、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路の利用促進を図ります。

ア 成果を上げるマネジメントの推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「成果を上げるマネジメント」を推進します。

- (ア) 死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定します。
- (イ) 事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しながら、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施します。
- (ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用します。

九州地方整備局、八代地域振興局、市建設部

イ 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施します。

具体的には、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良等の対策を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の実態等を勘案しつつ、速度規制や追越しのための右側部分のみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図ります。

八代警察署、氷川警察署

エ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査し、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図ります。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

オ 適切に機能分担された道路網の整備

- (ア) 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークの体系的な整備、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図ります。
- (イ) 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させます。
- (ウ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、都市部における道路の著しい混雑や交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進します。
- (エ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分担化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備、区画道路におけるコミュニティ道路や歩車共存道路等の整備を総合的に実施します。
- (オ) 住民ニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施します。

九州地方整備局、八代地域振興局、市建設部

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図ります。

(ア)安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づいた整備を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない二車線の区間（暫定供用区間）については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するための整備の強化を図ります。

また、逆走による事故防止のための標識や路面標示の整備を図るなど、総合的な事故防止対策を推進します。

さらに、事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援します。

(イ)過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、本線拡幅やインターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進します。

(ウ)道路利用者の多様なニーズにこたえ、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（VICS）やITSスポット等の整備・拡充を図ります。

また、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るために、インターネット等の情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービス向上を図ります。

西日本高速道路(株)九州支社、九州地方整備局

キ 改良等による交通事故対策の推進

交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改良等による交通事故対策を推進します。

- (ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と、生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置等の道路交通の安全に寄与する道路の改良事業を推進します。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化等を推進します。
- (ウ) 交通流の実態を踏まえ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進します。
- (エ) 商業系地区等における歩行者や自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に応じた、適切な幅の歩道、自転車道、コミュニティ道路、歩車共存道路等の整備を推進します。
- (オ) 交通混雑が著しい箇所における人と車の交通を体系的に分離し、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、交通広場等の総合的な整備を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

ク 交通安全施設等の高度化

- (ア) 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機を設置し、既存の信号機については、集中制御化、プロファイル化、系統化等の高度化を推進します。特に、幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所については、信号機の閑散時半感応化を推進します。
- (イ) 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進します。また、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト(地点標)の整備や、見通しの悪いカーブで、対向車が接近してくることを知らせる対向車接近システムの整備を推進します。

八代警察署、氷川警察署、九州地方整備局、八代地域振興局

(3) 交通安全施設等整備事業の推進

交通の安全を確保する必要がある道路については「社会資本整備重点計画」に基づいて、公安委員会と道路管理者が連携して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化や通学路における安全安心な歩行区間の確保を図ります。

また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保に努めます。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

イ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施します。この際、事故データを分析し、事故原因の検証に基づいて、道路標示の改良や交差点改良、信号機の高度化等の対策を図ります。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

ウ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の高度化等を推進します。

また、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

エ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

- (ア) 交通に関する情報の収集、分析及び伝達並びに信号機及び道路標識の操作その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を推進します。
- (イ) 幹線道路において、交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、集中制御化やプロファイル化等の信号機の高度化を推進します。また、交通流の変動にきめ細かに対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化を推進します。
- (ウ) 最先端のIT等を用いて、光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの高度化等により新交通管理システム(UTMS)を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現に努めます。

八代警察署、氷川警察署、九州地方整備局、八代地域振興局

オ 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境を整備するため、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を推進します。また、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」及び「信号機BOX」「道の相談室」等を活用して意見を取り入れ、道路交通環境の整備に反映するとともに事業の進捗よく状況、効果等について公表します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市市民協働部

カ 連絡会議等の活用

県警察と道路管理者が設置している「熊本県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用して、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、安全な道路交通環境の実現を図ります。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市市民協働部

(4) 自転車利用環境の総合的整備

ア 自転車の利用環境の整備

クリーンでエネルギー効率の高い持続可能な交通体系を実現するために、乗用車から自転車への転換を促進します。歩行者・自転車・自動車の交通量に応じ、歩行者と自転車の安全対策を講じ、安全で快適な自転車利用環境を整備に努めます。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市市民協働部

イ 自転車等の駐車及び放置対策

自転車等の駐車対策については、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に、自転車駐車場等の整備を推進します。

放置自転車対策については、鉄道の駅周辺等における放置自転車等問題の解決を図るために、市、道路管理者、県警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等について推進します。

特に、バリアフリー新法に基づき、重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障がい者等の移動を円滑にするため、自転車等の違法駐車に対する指導取締りの強化及び広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組みなど駐輪場環境整備を推進します。

八代警察署、氷川警察署、八代地域振興局、市建設部、市市民協働部

(5) 交通需要マネジメントの推進

道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、公共交通機関の利用促進及び自動車利用の効率化を図るなどの交通需要のマネジメントを推進します。

ア 公共交通機関の利用の促進

平成23年3月の九州新幹線全線開業を受け、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図ります。

さらに、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等、円滑な公共交通の実現を目指し、利用者の利便性向上を推進します。

市企画戦略部、八代地域振興局

イ 自動車利用の効率化

効率的な自動車利用を推進するため、車両運行管理システム（MOCS）を活用した道路運送事業の高度化等を支援します。

八代警察署、氷川警察署

(6) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震発生時には、応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するために、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進します。

豪雨・豪雪時等には、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格幹線道路等の整備を推進します。

また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、市建設部、市民協働部

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進します。また、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動型信号機電源付加装置の整備も推進します。

各都道府県警察の交通管制センターから収集された警察庁の交通情報を、災害時の広域的な交通管理に活用します。

八代警察署、氷川警察署

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等措置を講じるなど交通規制を迅速かつ的確に実施します。また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御等により被災地への車両の流入を抑制するとともに、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供します。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（IT）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

熊本地方气象台、九州地方整備局、八代警察署、氷川警察署
八代地域振興局、市市民協働部、市建設部
西日本高速道路(株)九州支社熊本管理事務所

(7) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導します。

(イ) 不法占有物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施します。

さらに、道路上から不法占有物件等を一掃するためには、沿道住民等に対して不法占有等の防止を図るための協力や啓発活動を行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図ります。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占有工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」等の休憩施設等の整備を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、市商工観光部

ウ 子どもの遊び場の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、良好な生活環境づくり等を図るため、公園などの整備に努めます。

八代地域振興局、市建設部

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

また、危険物を積載する車両のトンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りを推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

オ 地域に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、チェーン着脱場等の整備を推進します。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下、交通マナーの向上に努め、地域の安全にも貢献できる社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

人優先の交通安全思想の下、高齢者、子ども、障がい児・者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが大切です。

その目的実現ために、交通安全教育指針等を活用し、幼児から成人に至るまで、それぞれのライフステージに応じた段階的で体系的な交通安全教育を行います。市、警察、学校、関係機関・団体は連携をとりながら、市民の交通安全運動等の普及活動を推進します。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、交通事故防止のために、基本的な交通ルールの遵守、交通マナーを実践する態度の習得など、日常生活において道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識習得を目標としています。

幼稚園・保育所においては、カンガルークラブ活動支援をはじめ、家庭及び関係機関・団体等と連携しながら、日常活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。これらを効果的に実施するため、紙芝居、視聴覚教材等を利用し、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力向上及び教材・教具の整備を推進します。

市市民協働部、市教育委員会、市健康福祉部、八代警察署、氷川警察署

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、交通事故防止のため、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識と能力を高めることを目標とします。

本市においては、交通安全教室を計画的に継続して開催しながら交通安全教育の啓発・促進を図っていきます。小学校では、家庭及び関係機関・団体等と連携を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じ、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。これらを計画的に実施し、効果的なものとするために、教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした研修会の開催を図ります。

市市民協働部、市教育委員会、八代警察署、氷川警察署、

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、PTA交通委員、家庭や関係機関及び団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。これらを計画的に実施し、効果的なものとするために、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした研修会等を実施します。

また、関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

市教育委員会、市市民協働部、八代警察署、氷川警察署

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とします。

高等学校においては、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動を通じ、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。また、自動車運転免許取得前の教育として、自他の生命を尊重する態度の育成、交通事故には責任や補償問題が生じること、加害事故を起こさない努力が必要であるという視点を重視した交通安全教育を行います。

関係機関は、これらを計画的・効果的に実施するため、情報提供を行うなど、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした研修会などの開催を図ります。

県教育庁、八代警察署、氷川警察署、市市民協働部

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から運転者教育を中心として行うほか、交通安全教育の充実に努めます。免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、危険予測・回避の能力の向上など交通安全意識・交通マナーの向上に努めます。これらは、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行います。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキルや交通ルール等の知識習得を目標とします。

本市では、これからも継続して交通安全教室を計画的に開催し、事故防止に対する自己啓発を図っていきます。

(ア) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、県及び市町村は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導員体制の充実に努めるとともに、シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

本市では、高齢者の交通安全教室等を継続して開催するとともに、老人クラブや交通安全母の会などを通じながら各種の催し等への参加を促しながら交通安全教育を推進します。

特に、交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努め、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行い、反射材用品の普及にも努めます。

(イ) 高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者に対しては、高齢者講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、受講を促します。

(ウ) 電動車いす利用者に対する交通安全教育

電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全利用に向けた交通安全教育を促進します。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部

キ 障がい児・者に対する交通安全教育

障がい児・者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、学校や地域活動の場を通じて、交通安全教育を推進します。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、市教育委員会

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進するとともに、最近の国際化の進展を踏まえ外国人向け教材の充実を図り、効果的な交通安全教育に努めます。また、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進します。

八代警察署、氷川警察署

ケ その他効果的な交通安全教育の推進

効果的な交通安全教育を実施するため、関係機関・団体の相互の情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図るとともに、PTAや教職員等の交通安全教育指導者の養成及び効果的な教育手法の研究・導入に努めます。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、市教育委員会、八代地域振興局

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、交通関係機関・団体を始め、地域・企業等が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動の実施に当たっては、交通情勢に即した事項を重点に設定するとともに、事前に運動の趣旨、実施期間等について広く市民に周知し、市民参加型の運動として展開します。

市市民協働部、八代警察署、氷川警察署、八代地域振興局

イ 高齢者の交通事故防止対策の推進

高齢者自身の交通事故防止に関する意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や交通事故実態等について、分かりやすい広報を積極的に行います。また、他の年齢層に対しても、高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車や、高齢の自転車利用者・歩行者への保護意識を高めるよう努めます。

さらに、一層効果的な取組とするため、高齢者の交通事故防止強化期間等を設定し、多くの県民の参画するキャンペーン等を推進します。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、八代地域振興局

ウ 自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を推進します。特に、自転車乗用時のルールについての周知を図ります。

自転車は、歩行者と衝突した場合には、加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発も図ります。

このような自転車の安全利用を効果的に推進するため、広報啓発・指導等に集中的に取り組む期間を設定するほか、(財)熊本県交通安全協会が主催する「子ども自転車大会」への支援や、自転車シミュレーターを活用した交通安全教育等を促進します。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、あらゆる機会を通じて保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全性と幼児・児童の自転車用ヘルメットの着用効果の理解促進に努めます。

このほか、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するため、関係機関・団体と連携し、TSマークなどの制度の普及に努めます。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、八代地域振興局

エ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果と正しい着用方法について理解を求め、すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図ります。

このため、キャンペーンや安全教室などを通じ、関係機関・団体等とも連携し、着用徹底の啓発活動等に努めます。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、八代地域振興局

オ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。

また、市や民団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、利用者へ正しい使用方法などの助言やチャイルドシートの利用しやすい環境づくりを促進します。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、八代地域振興局

カ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時や夜間における交通事故を防止するため、歩行者や自転車利用者に対する反射材用品の普及促進を図るとともに、自動車や自転車の前照灯の早め点灯の促進を目的としたライトアップ運動を推進します。

関係機関・団体と連携して、広報啓発や、実際に反射材を用いた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、量販店に対して反射材用品の取扱いを呼びかけます。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、八代地域振興局

キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育、広報啓発活動を推進します。具体的には、飲酒運転根絶キャンペーンを実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりに努めます。また、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組をさらに進め、「飲酒運転をしない、させない」という住民の規範意識の確立を図ります。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、八代地域振興局

ク 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、関係機関と協力して、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のあらゆるメディアを活用して、交通事故の実態や交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施し、実効の挙がる広報を行います。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、八代地域振興局

ケ 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

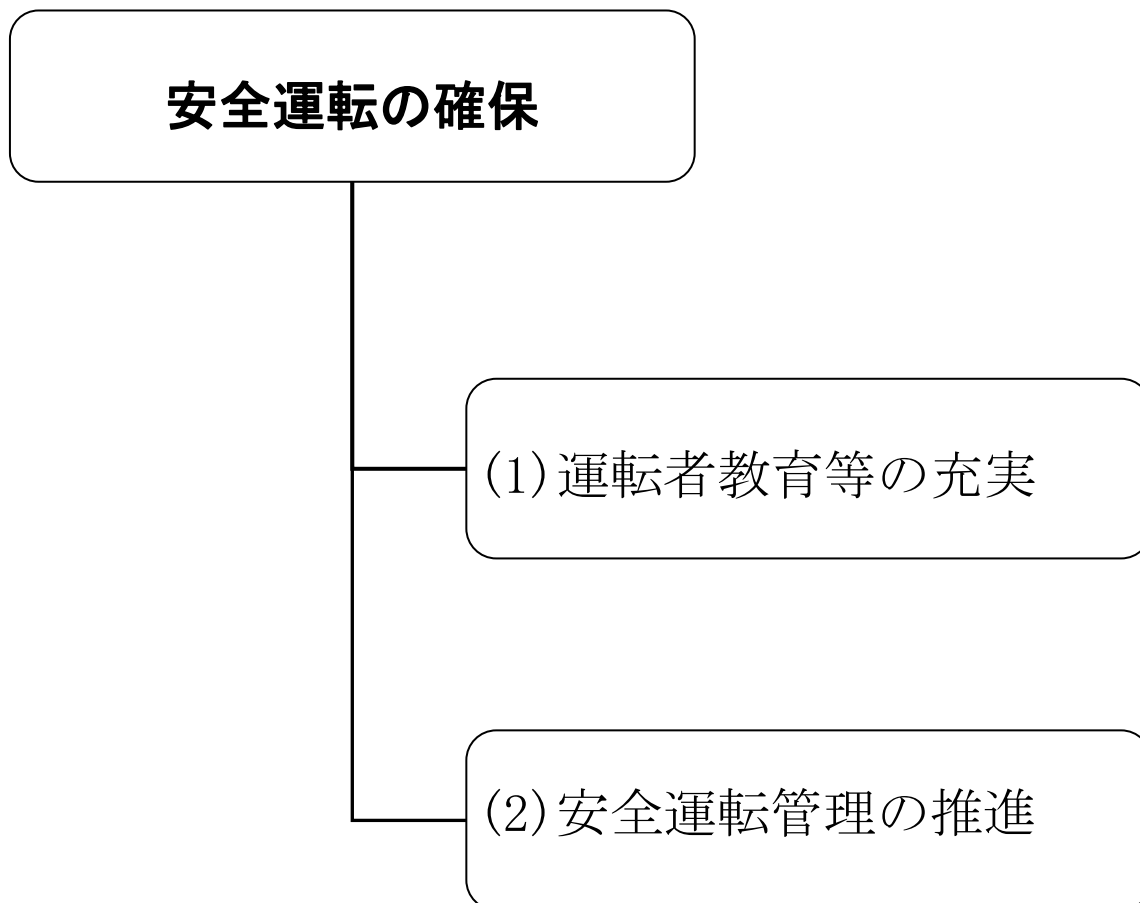
交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、熊本県交通安全推進連盟を中心に、関係機関や民間団体等で協議を行い効果的な活動の展開を図ります。

特に、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全活動を支援し、民間団体等による自発的な交通安全対策を促進します。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、八代地域振興局

3 安全運転の確保



安全運転のためには、運転者の資質の向上が大切であり、運転者教育等を充実させ推進する必要があります。

また、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、自主的な参加による安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組みを進めます。

さらに、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、IT等を活用しつつ道路交通の総合的な情報提供の充実を図ります。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識と技能を身に付け、それを継続して実践していくことが無事故への大切な第1歩です。

関係機関は、運転者への単なる知識や技能を教育・啓発する場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた講習などを行うことより、安全意識が向上し定着化に向け事業内容の充実に努めます。

ア 高齢運転者対策の充実

(ア) 運転免許証の自主返納の促進と支援

運転免許証返納制度の周知と運転免許証を自主返納した者の支援に努めます。

(イ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図ります。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部、八代地域振興局

イ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動や安全教室等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実に努めます。

八代警察署、氷川警察署、市市民協働部

ウ 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施します。

八代警察署、氷川警察署

エ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、民間参入の促進を図る等により、受診環境の整備を行い受診を促進します。

九州運輸局熊本運輸支局

オ 悪質危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるなど、悪質危険な運転者の早期排除を図ります。

八代警察署、氷川警察署

(2) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の見直し等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導します。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図ります。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図ります。

八代警察署、氷川警察署

4 車両の安全性の確保

自動車を使用される段階においては、自動車にはブレーキ・パッド、タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や、ブレーキ・オイル、ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する必要があります。

自動車の保守管理は、一義的には、自動車使用者の責任の下になされるべきですが、自動車は、交通事故等により運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車検査により、各車両の安全性の確保を図ります。

自動車の検査及び点検整備の充実

ア 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図ります。また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進します。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を促進します。

さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図ります。

九州運輸局熊本運輸支局

イ 自動車点検整備の充実

(ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進します。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進します。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図ります。

(イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高めます。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努めます。

(ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導します。

(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進します。

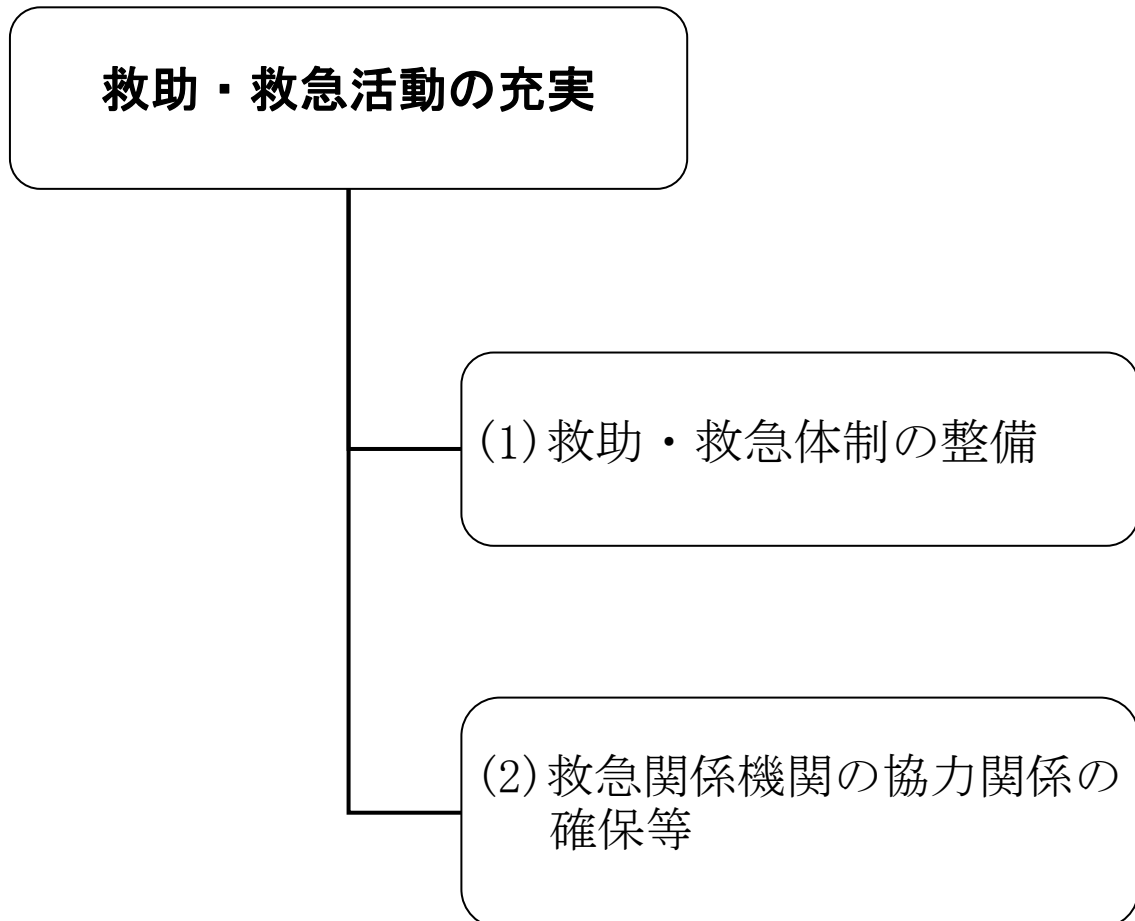
また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進します。

(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行います。

九州運輸局熊本運輸支局

5 救助・救急活動の充実



交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進します。

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対し、円滑な救助活動を実施するため、救助体制の整備・拡充を図ります。

八代広域行政事務組合、市市民協働部

イ 救助・集団救急事故体制の整備

大規模道路交通事故等における多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び災害派遣医療チーム（DMAT）の活用等、救助・集団救急事故体制を推進します。

八代広域行政事務組合、市市民協働部

ウ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を推進します。

八代広域行政事務組合、市市民協働部

エ 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図ります。

八代広域行政事務組合、市市民協働部

オ 救助・救急用資機材の整備の促進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

八代広域行政事務組合、市市民協働部

カ ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターの機動性を活かし、負傷者の救急搬送に積極的に取り組むとともに、消防防災ヘリコプター及び新たに整備されるドクターヘリとの相互補完体制を構築します。

八代地域振興局、八代広域行政事務組合

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進します。

八代広域行政事務組合、市市民協働部

ク 高速自動車国道等における救急業務体制の整備

高速自動車国道における救急業務については、西日本高速道路株式会社及び関係機関は緊密な連携を図り、救急業務実施体制の整備促進及び救急業務に係る教育訓練等の実施を推進し、相協力して適切かつ効率的な人命救護を行います。さらに、高速道路株式会社及び関係自治体は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進します。

八代地域振興局、西日本高速道路(株)九州支社、八代広域行政事務組合

ケ 現場急行支援システム等の整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を警察に通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP）の円滑な運用を推進します。

また、緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）の整備を推進します。

八代警察署、氷川警察署

(2) 救急関係機関の協力関係の確保等

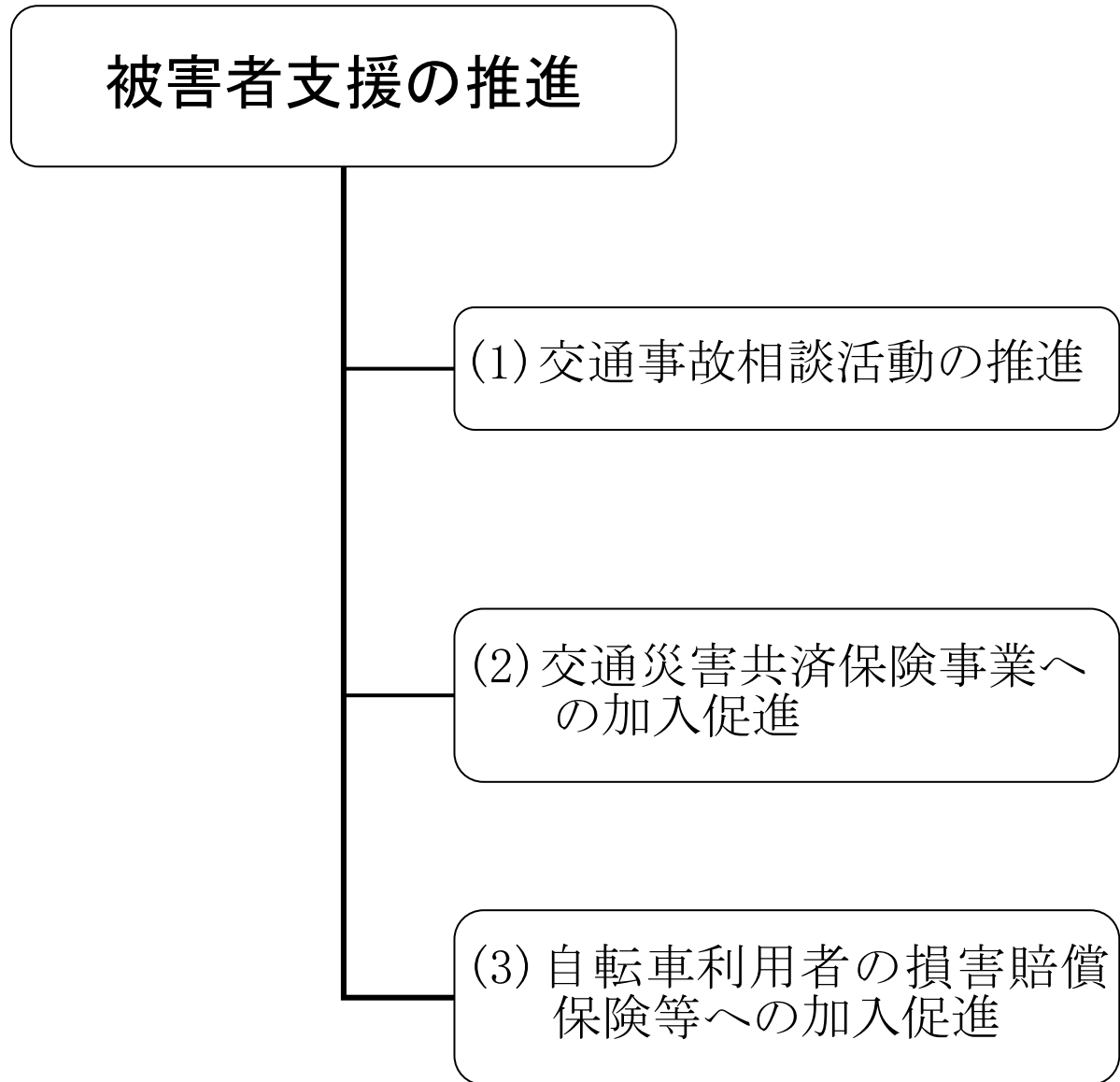
救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図ります。

また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車からの携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）や、患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活用を推進します。

八代地域振興局、八代広域行政事務組合、市市民協働部

6 被害者支援の推進



交通事故被害者は、事故により肉体的、精神的な苦痛はもとより経済的な打撃を受け、生命を絶たれるなど大きな苦難に見舞われています。

本市では、引き続き八代市交通災害共済事業の加入促進や市民相談に関する相談窓口の充実を図り、被害者等支援を推進し安心の確保に努めます。当事者を含め被害にあった周辺関係者の不安を解消し支援するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 交通事故相談活動の推進

ア 交通事故相談活動の充実

市、県が設置する相談窓口において、円滑で適正な相談活動を推進するため、日弁連交通事故相談センターなど関係機関や団体と連携協力を努めます。

また、市報やホームページなどによる情報提供をしながら、相談機会を周知していきます。

八代地域振興局、市市民協働部

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を推進します。

八代警察署、氷川警察署

ウ 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

自動車事故対策機構などが行う交通遺児等に対する生活資金貸付け及び交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等に対する協力を行います。

また、熊本県交通安全推進連盟が行う交通遺児対策事業を広く住民に周知するとともに、交通遺児に対する激励支援等の継続的な推進に努めます。

九州運輸局熊本運輸支局、八代地域振興局

(2) 市交通災害共済保険事業への加入促進

掛け金負担も軽くて加入できること、請求手続きも容易であることから、市民の日常生活における最も身近な交通災害保険として、本事業への加入を推進していきます。

市市民協働部

(3) 自転車利用者の損害賠償保険等への加入促進

近年、自転車と歩行者との事故等自転車の利用者が加害者となる事故が増加傾向にあることから、自転車事故による被害者の救済に資する損害賠償責任保険等への加入を促進します。本市は引き続き交通災害共済事業の普及・推進を図ってまいります。

安全教室などを通じ、加害者と被害者の立場から安全思想の一環として、自転車事故も自動車と同様の責任が生じることや過去の賠償額の実態等について周知するなど、市民の理解向上に努めます。

市市民協働部、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署

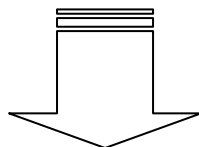
－ 第 2 部 －

踏切道における交通の安全

第2部 踏切道における交通の安全

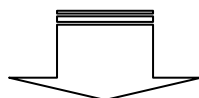
1 踏切事故のない社会を目指して

改良すべき踏切道については、事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指します。



2 八代市交通安全計画における目標

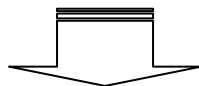
踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的に推進し、踏切事故発生ゼロを目指します。



3 踏切道における交通の安全についての対策

(対策の視点)

それぞれの状況を勘案した効果的対策の推進



(対策の方向)

- ① 踏み切り保安設備の整備及び交通規制の実施
- ② その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

第1章 踏切事故のない社会を目指して

本市の第8次交通安全計画期間中（H18年～H22年）において、踏切事故は発生しませんでした。踏切事故は、長期的には減少傾向にあります。しかし、県内の踏切事故は鉄道運転事故の79%を占めています。本市は、引き続き、踏切事故防止対策を総合的に推進することにより踏切事故のない社会を目指します。

第1節 踏切事故の状況等

1 踏切事故の状況

県内の踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的には減少傾向にあり、平成22年の発生件数は8件（平成21年においても8件）、死傷者数は0人（平成21年においては2人）であり、平成17年の発生件数7件、死傷者数2人と比較して、発生件数は114%の増加、死傷者数で86%の減少となっています。

八代市管内の踏切については、住民とJR及び行政各機関が連携し安全確保を図ってきました。全国及び県内において、長期的に踏切事故が減少している要因は、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられますが、依然として踏切事故は鉄道の運転事故の大部分を占めている状況にあることから、未だ改良すべき踏切道が残されている現状にあると言えます。

2 近年の踏切事故の特徴

近年の県内踏切事故の特徴としては、①原因別でみると、停滞（トリコ）と直前横断によるものが半数を占めており、また、衝撃物別では自動車と衝撃したものが約64%、歩行者と衝突したものが約18%を占めています。②踏切道の種類別にみると、発生件数では第1種踏切道（昼夜を通じて踏切警手が遮断機を操作している踏切道又は自動遮断機が設置されている踏切道）が約55%で、第3種踏切道が約18%、第4種踏切道が27%となっています。

第2節 八代市交通安全計画における目標

- ◇ 踏切道における交通安全と円滑化を図るための措置を総合的に推進し、踏切事故発生ゼロを目指します。

第2章 踏切道における交通の安全についての対策

第1節 今後の踏切道における 交通安全対策を考える視点

踏切道における交通安全対策について、踏切事故件数、踏切事故による死傷者ともにゼロであったことを考えると、第8次八代市交通安全計画に基づき推進してきた施策には一定の効果が認められます。

しかし、踏切事故は、多数の死傷者を生ずるなど、重大で悲惨な結果をもたらすものです。構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制等講じるべき対策がなお残されている現状にあると言えます。これらの安全対策が、渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与し、踏切の状況が改善するよう効果的な対策を総合的に推進します。

第2節 踏切道における交通の安全についての施策

- 1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 2 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

- 第2節 踏切道における交通安全対策についての施策
- 1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
 - 2 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備されていない踏切道については、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し整備を推進します。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して障害物検知装置等事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。

また、道路の交通量、踏切道の幅員の状況等を勘案し自動車通行止めや一方通行等の交通規制を実施し、道路標識等の大型化や高輝度化による視認性の向上を図ります。

八代警察署、氷川警察署、九州旅客鉄道(株)熊本支社

2 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、情報技術（IT）の活用による踏切注意情報の表示や踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行います。

また、踏切事故は、停滞（トリコ）、直前横断等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る必要があります。

このため、広報活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進します。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めます。

八代警察署、氷川警察署、九州旅客鉄道(株)熊本支社